

札幌市税条例の改正の概要（令和 7 年第 1 回臨時会）

改 正 の 内 容	適 用
〔法人市民税関係〕 1 法人税の特例税制廃止に伴う所要の措置 令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、青色申告書を提出する特定の法人が対象となる設備を取得等した場合には、法人税において次の特例税制が適用されることとされている。 ・ 5 G 導入促進税制 ・ D X 投資促進税制 地方税法においては中小企業者等に関し、当該特例税制による特別控除適用後の法人税額を法人住民税の課税標準額とすることとされており、市税条例においても同様としている。 この度、上記の特例税制が適用期限である令和 7 年 3 月 3 1 日をもって廃止されることに伴い、これに合わせた改正を行う。 〔軽自動車税関係〕 1 免許情報記録個人番号カードの運用開始に伴う改正 マイナンバーカードと運転免許証が一体となった免許情報記録個人番号カードの運用が開始されることから、障がい者に係る軽自動車税の環境性能割及び種別割の減免申請において、免許情報記録個人番号カードの提示を認める改正等を行う。 2 新たな原動機付自転車の区分創設に伴う改正 従来の第二種原動機付自転車のうち総排気量 1 2 5 c c 以下かつ最高出力 4 . 0 k W 以下のもの（以下「新基準原付」という。）については、第一種原動機付自転車とされた。 これに伴い、地方税法において新基準原付に対して課する種別割の標準税率が新たに、従来の第一種原動機付自転車と同額の 2 , 0 0 0 円とされたことから、条例においても同額に定める改正を行う。	令和 7 年 3 月 3 1 日までに取得等した分をもって適用終了 公布の日から施行 令和 7 年度分から適用